

# 捜査と裁判の流れ



警察

## 捜査の開始

- 事情聴取、被害届の受理
- 証拠品の提出
- 実況見分の立会い

## 被疑者の特定

※ 証拠に基づき犯人と認められた者を「被疑者」といいます。

## 任意取調べ (逮捕しない)

## 逮捕

- 被疑者の逮捕
- 事情聴取
- 証拠品の確認

48時間以内  
検察官送致

## 釈放

検察庁

## 書類送致

検察官に書類と証拠品を引き渡すこと

## 身柄送致

検察官に被疑者を書類と証拠品とともに引き渡すこと

24時間以内  
勾留請求

## 釈放

## 勾留

継続して被疑者の身柄を拘束して捜査すること

最長20日  
勾留

- 検察官の事情聴取

## 検察官の処分決定

不起訴  
(裁判にかけない場合)

起訴 (被告人)  
(裁判にかける場合)

## 公判請求

公開の裁判

## 略取命令請求

書面審査により罰金や料金を命じる裁判

裁判所

## 公判

## 判決

## 略式命令

- 証人出廷

※ 加害者が少年 (20歳未満) の場合は刑事手続きが異なります